

公益社団法人 日本天文学会 代議員総会議事録

日時： 2017年9月12日（火曜日） 11時40分～12時40分

場所： 北海道大学高等教育推進機構 E208号室（札幌市北区北17条西8丁目）

出席代議員： 縣、犬塚、太田、土居、中川、牧島、観山、百瀬、吉田、相川、大朝、大向、岡村、奥村、河合、小久保、柴田（一成）、須藤、田村、戸谷、林（左絵子）、馬場、望月（以上23名、委任状10名）

欠席代議員： 櫻井、佐藤（勝彦）、杉山、寺澤、林（正彦）、松下、嶺重、山田、青木、海部、草野、常田、渡部（以上13名）

伊王野・山下庶務理事、早野・柴田（克典）会計理事、佐藤事務長、田口谷事務員が出席した。柴田一成会長、林左絵子副会長、土居副会長、望月広報担当理事は代議員を兼任している。

I. 確認事項など

議事に先立ち、出席代議員が23名、議長委任状が10件、合計33件で定足数を満たし、本会が成立することが確認された。前回代議員総会（2017年6月3日）の議事録が確認された。この際、公的機関での確認のため代議員総会で承認された理事名として戸籍名を使う必要があることから署名人の押印する紙版の議事録には戸籍名を記載するが、会員への情報開示としてHPに掲載する電子版の議事録には通称名を用いることが説明され、了解を得た。

また定款に基づき、以下のとおり議長と署名人の確認がなされた。

議長：柴田一成

署名人：柴田一成

II. 報告

II-1. 理事会（2017年9月11日）の報告（伊王野）

「正会員の会費値下げの継続」、「会費に関する細則の変更」、「天文教育普及賞の内規案」について議論され、これらを代議員総会の議題として諮ることが承認された。キャリア支援委員会の委員の交代が承認されたことが報告された。

II-2. 「安全保障と学術」について（須藤）

若手研究者に現状を知ってもらい、議論してもらうことが重要である。天文月報の連載後に議論の場があると良いとの要望に対し、来年の春季年会で特別セッションを開催する予定であることが報告された。

II-3. 日本学術会議天文学・宇宙物理学分科会報告（観山）

文科省のロードマップに記載の大型計画は7件に厳選されたが、そのうち3件（SPICA, LiteBIRD, ハイパーカミオカンデ）が天文分野のプロジェクトであった。TAO、京大3.8m望遠鏡、ALMAの成果の報告が行われた。キャリアパスの実態調査のタスクフォースを立ち上げることになり、調査方法の確立を目指す。このことについて、日本天文学会側の対応メンバーを決めて欲しいという意見があがった。大型プロジェクトと大学の関係の今後の方向性を議論するためのシンポジウムを開催予定である。

II-5. IAU 報告（岡村）

新会員の推薦プロセス・ジュニアメンバーの新設等について、会員全体集会で詳しく説明する。IAU 100 周年記念事業を学会と共同で開催したい。また、2023 年には日本で Regional meeting を開催予定である。

II-6. 開催中の年会について

講演総数は 709 件であった。ポスターセッションの設定時間が短かったことから、口頭発表に回った可能性がある。企画セッションを募集せず、また、特別セッションは天文教育のみとした。講演会には 102 名の参加があった。記者会見に 4 社が参加したが、翌日は新聞の休刊日であった。電子媒体には取り上げられている。放送局の取材も入った。また、年会実行委員会の承認を受けずに現場で登壇者の変更などが 5 件あった。不審者対応として、侵入禁止エリアを設けて、保育室前には監視員を置いた。

III 議題

III-1. コンプライアンス委員会の答申（林 左絵子）

前回の代議員総会で調査を命じられた案件について、除名が適切という答申結果とその背景、当事者への連絡・フォロー等の方針について説明があった後、答申された当該会員の除名を全会一致で承認した。

III-2. 天文教育普及賞について（資料 3-1, 2 土居）

前回の代議員総会で差し戻しとなった天文教育普及賞の新設について、趣旨説明と申し送り事項などの資料をつけて再度提案があり、「日本天文学会委員会等に関する細則」の 3 条委員会の 8 番目として天文教育普及賞選考委員会を加えることを全会一致で承認した。

III-3. 正会員の会費の値下げについて（資料 4、伊王野）

PASJ の収支が大幅に改善されたことなどにより、今年度は 18,000 円である正会員の年会費を 15,000 円に減額しているが、現在も財務状況が良好であることから、今年度に引き続いて来年度も正会員の年会費を同額に減額する「会費に関する細則」の附則の変更について提案があり、全会一致で承認された。

III-4. 「会費に関する細則」の変更について（資料 6、伊王野）

秋季年会の講演締切り直前に入会申請し、仮承認されたにもかかわらず会費の納入がなく入会取り消しになる人が例年数人存在する。この人物が 10 月以降に改めて正会員（学生）として半年入会の申請をするケースもあるが、この際、現在の「会費に関する細則」の文言では初年度割引（半年間の会費として半額になる）を適用せざるを得ない可能性がある。そこで、これ回避するための細則の変更が提案され、全会一致で承認された。

2017 年 9 月 12 日

議長・署名人： 柴 田 一 成 印